

平成 25 年 12 月 18 日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対する意見等の提出について

平成 25 年 11 月 19 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」に対する意見等

	該当箇所(条項番号等)	意見・確認事項	理由等
1	全般	<p>本案は、平成25年12月31日までとされている適用期間を平成26年12月31日まで単純に延長するものであり、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等が追加されたものではないと認識している。</p> <p>一方で、欧米規制等で清算集中義務が法令化されるなか、本邦金融機関はクロスボーダー取引等で清算集中義務を満たす必要があるものと認識している。</p> <p>その観点から、金融商品債務引受業の対象取引(法第二条第二十八項に規定する対象取引)から除かれる取引として指定することが、決済の安定性を確保する観点から適当であると認められるものを調査のうえ前広に指定し、もしくは、海外法令等で義務化されたものについては随時検討して、すみやかに判断いただけることを確認したい。</p>	<p>仮に、海外法令等で実質的に本邦金融機関が清算集中を行わなければならない状況になった場合でも、除外指定が得られていない状況では、清算集中の対応等を進めることができない。このような状況下、各金融機関が清算集中とならない相手先との取引を増加させることで、逆に金融機関の与信管理等にゆがみを生じさせかねない懸念があるため。</p>
2	第二条第三号	<p>当該告示第二条第三号に規定する「法第二条第二十二項第五号に掲げる取引」に、いわゆる金利先渡取引(FRA取引:契約時に取引当事者間で定めた将来のある時点から始まる一定期間の金利(約定金利)と、当該期日に決定した変動金利(指標金利)との差額を、現在価値に引き戻した金額で決済する取引)は含まれるかどうか不明瞭であり、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引として当該告示にて指定いただきたい。</p>	<p>米国Dodd Frank法ではFRA取引が清算集中義務対象商品として指定されており、米国法上定義されるUS PersonとのFRA取引については、清算集中義務が発生するため。</p>